

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-521212(P2004-521212A)

【公表日】平成16年7月15日(2004.7.15)

【年通号数】公開・登録公報2004-027

【出願番号】特願2003-502310(P2003-502310)

【国際特許分類第7版】

E 0 4 B 2/74

A 4 7 B 91/00

A 4 7 B 91/02

A 4 7 B 96/14

E 0 4 B 2/78

【F I】

E 0 4 B 2/74 5 3 1 S

A 4 7 B 91/00 Z

A 4 7 B 91/02

A 4 7 B 96/14 B

A 4 7 B 96/14 D

E 0 4 B 2/78

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月24日(2005.3.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基部、

前記基部から直立し及び前記基部によって支持される、複数の溝が設けられたピン、及び

1または2以上の前記溝と噛合って前記基部とカム素子との間の間隔を変更できる突出部を有する回転可能なカム素子、を備え、前記カム素子は、前記突出部がいずれの前記溝とも係合せず、かつ、前記ピンが前記カム素子を自由に通過できる位置に回転されるようになっていることを特徴とする調整装置。

【請求項2】

前記基部に対して前記カム素子を付勢する手段をさらに備えることを特徴とする請求項1項記載の装置。

【請求項3】

前記付勢手段に前記カム素子を前記基部から離れるように付勢するスプリングが備えられていることを特徴とする請求項2項記載の装置。

【請求項4】

前記溝が傾斜していることを特徴とする請求項1項ないし3項のいずれかに記載の装置。

【請求項5】

前記溝がねじ山を形成することを特徴とする請求項4項記載の装置。

【請求項6】

前記溝が平行であり、前記ピンが対向し合う側面を有し、及び前記一組の溝が前記ピンの

側面のうちの一方に配置され、第二の一組の溝が前記ピンの対向する他の側面に配置されていることを特徴とする請求項4項記載の装置。

【請求項7】

前記カム素子に、該カム素子の回転を容易にする器具を受けるようになった開口部が設けられていることを特徴とする請求項1項ないし6項のいずれかに記載の装置。

【請求項8】

第一の組の二つ以上のチャネルと第二の組のチャネルを備え、各組の各チャネルはパネルまたはブラケットを前記建築部材へ取り付けるための連携手段を受けるようになっており、前記第一の組のチャネルは前記第二の組のチャネルに対して平行でかつ該第二の組のチャネルから一定間隔が空けられており、第一の組のチャネルの各チャネルは一対の側部の間に基部を有し、第一の組のチャネルのチャネルの基部は一線をなしており、前記第一の組のチャネルは第一及び第二ウェブによって前記第二の組のチャネルから間隔が空けられており、前記第一ウェブは前記第二ウェブに対して平行でかつ該第二ウェブから一定間隔が空けられていることを特徴とする、スタッドあるいは縦仕切りとしての使用に適する建築部材。

【請求項9】

チャネルの各組が3つのチャネルから成ることを特徴とする請求項8項記載の建築部材。

【請求項10】

前記建築部材に第一及び第二アームが備えられ、前記第一アームは前記第二アームに対して一定角度をなし、各アームには第一のチャネル一組、第二のチャネル一組及び、第一及び第二ウェブが備えられていることを特徴とする請求項8項または9項記載の建築部材。

【請求項11】

前記第一及び第二アーム間の角度が90°であることを特徴とする請求項10項記載の建築部材。

【請求項12】

2以上のアームを有することを特徴とする請求項10項記載の建築部材。

【請求項13】

3本のアームを有し、かつT字形状であることを特徴とする請求項12項記載の建築部材。

【請求項14】

4本のアームを有し、かつ十字形状であることを特徴とする請求項12項記載の建築部材。

【請求項15】

前記複数のアームが2以上の平面に存在することを特徴とする請求項12項記載の建築部材。

【請求項16】

請求項8項ないし15項のいずれかに記載の建築部材中へ挿入された請求項1項ないし7項のいずれかに記載の調整装置。

【請求項17】

パネルあるいはブラケットを請求項8項ないし15項のいずれかに記載された建築部材へ取り付けるようになっており、かつ一対の可撓性アームが備えられた前記連携手段とさらに接合クリップをパネルあるいはブラケットへ連結する手段を備える接合クリップとしての建築部材であって、前記接合クリップには、二つの分離した部分、即ち、前記接合クリップをパネルまたはブラケットへ連結するための手段を含む長手方向に延びた第一部分と前記一対の可撓性アームを含む長手方向に延びた第二部分が設けられ、前記第一部分は前記第二部分と接合するようになっていることを特徴とする、前記接合クリップとしての建築部材。

【請求項18】

前記第一部分に前記第二部分上のチャネルへ噛合いあるいは滑り込むようになった突出部が設けられていることを特徴とする請求項17項記載の建築部材。

**【請求項 19】**

前記第二部分に前記第一部分上のチャネル中へ噛合いあるいは滑り込むようになった突出部が設けられていることを特徴とする請求項17項記載の建築部材。

**【請求項 20】**

前記第一及び第二部分がこれら相互間の結合を補助するよう比較的可撓性である素材で作られていることを特徴とする請求項17項ないし19項のいずれかに記載の建築部材。

**【請求項 21】**

内部排水系あるいは密封体としても機能することを特徴とする請求項17項ないし20項のいずれかに記載の建築部材。

**【請求項 22】**

剛性のある素材から成ることを特徴とする請求項17項記載の建築部材。

**【請求項 23】**

ステンレススチールから成ることを特徴とする請求項22項記載の建築部材。

**【請求項 24】**

前記補助手段中に備えられた前記可撓性アームにチャネルの壁の溝を補足するようになった溝が設けられていることを特徴とする請求項17項記載の建築部材。